

## 幼児教育の無償化について

幼児教育無償化については、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、少子化問題の解決策として、2019年10月1日から実施を目指すこととする方針が国から示されている。無償化については、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが対象とされている。

については、国の方針及び利用者の手続き、スケジュール等について報告する。

### 1 国の方針

#### ○無償化の内容

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの対象とする。

対象サービス	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園	保育料無償
幼稚園（未移行）	月額2.57万円を上限に保育料無償
地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）	保育料無償
いわゆる「障害児通所施設」	利用料無償
幼稚園の預かり保育	月額1.13万円を上限に無償
企業主導型保育事業	利用者負担相当額を無償
いわゆる「障害児通所施設」 ＋幼稚園、保育所、認定こども園	（利用料＋保育料）無償（*1）
認可外保育施設（地方独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）のうち、指導監督基準を満たすもの（*2）	月額3.7万円を上限に保育料無償 （0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円を上限とする）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート・センター事業	※保育の必要性があると認定された場合で認可保育所や認定こども園を利用できていない児童が対象

\*1 いわゆる「障害児通所施設」に加え、幼稚園（未移行）を利用する場合、幼稚園（未移行）部分については、月2.57万円を上限に無償となる。

\*2 ただし、5年間の措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする。

## 2 幼児教育無償化に伴う利用者の手続き

各施設利用者が無償化の対象となるためには、区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。

### (1) 保育所、新制度移行幼稚園、認定こども園等の利用者

教育・保育認定を受けているため、特に手続きなし。

### (2) 新制度未移行幼稚園及び認可外保育施設利用者

教育・保育認定を受けていない利用者について、区に認定申請書の提出が必要。

## 3 課題

### (1) 食材料費の取扱いについて

現在、保育施設等で子どもに提供する食材料費について、主食費は区で負担、副食費は保育料に含んで徴収している。

国の方針においては、10月以降の食材料費については無償化の対象とせず、保護者の実費負担とするとされているが、現在、食材料費の一部を区が負担していることから、無償化後の食材料費の取扱いについては、財政的負担や23区の動向を確認しながら区としての対応を定めていく。

### (2) 私立幼稚園等保護者補助及び認証保育所等保護者補助について

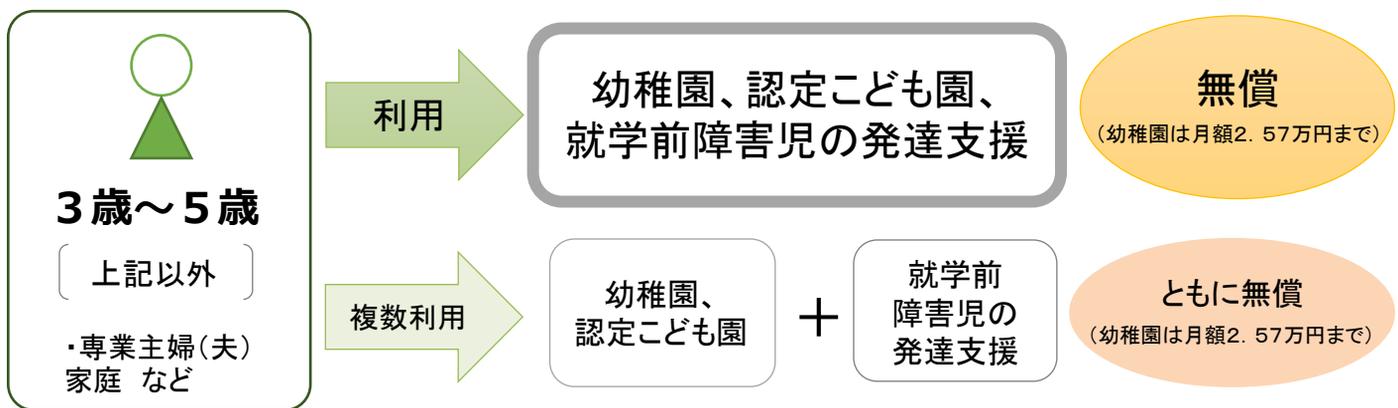
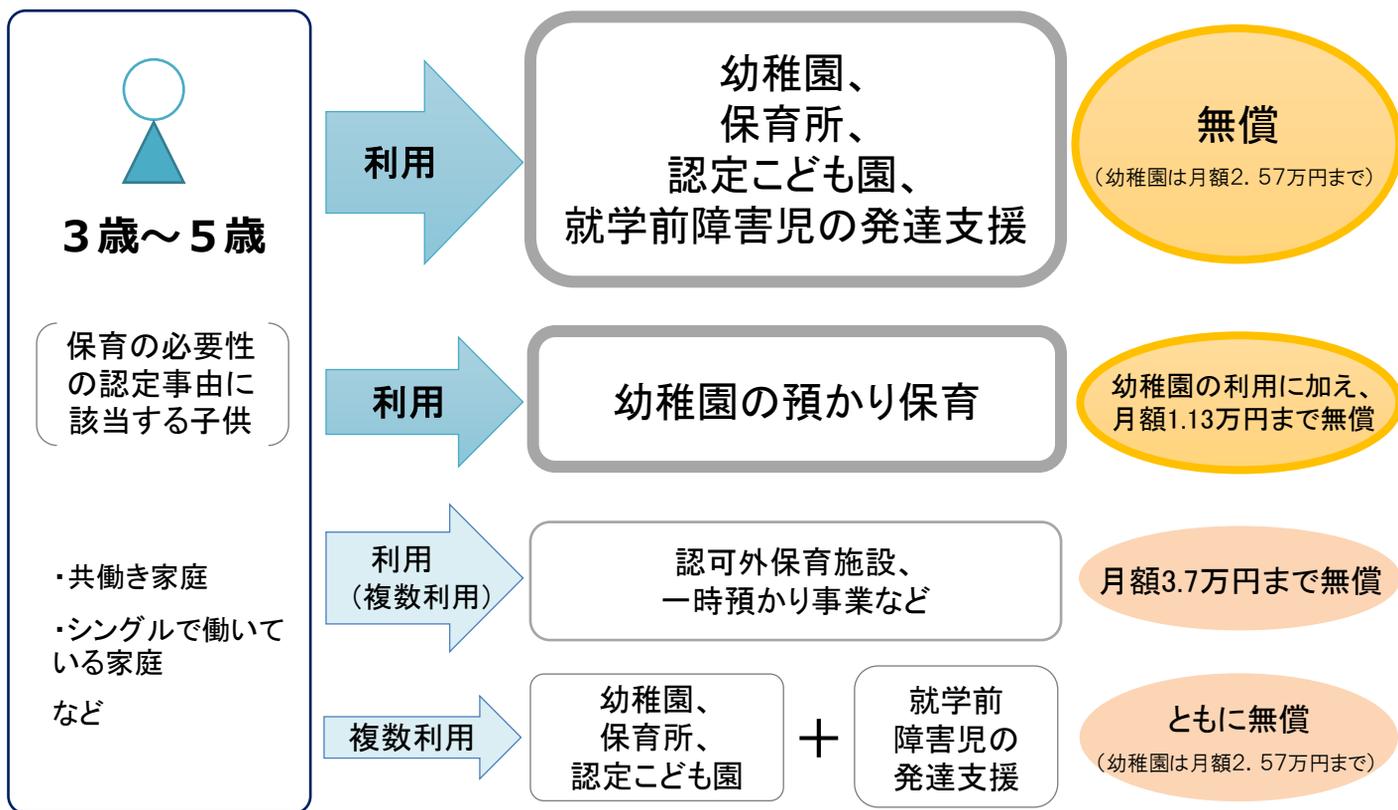
現在、私立幼稚園等保護者に対しては所得制限のある就園奨励費補助（国制度）及び所得制限のない保護者補助（都・区制度）や入園料補助（区独自制度）を、認証保育所等保護者に対しては月額6.2万円を上限に認証保育所等の保育料と認可保育所保育料相当額との差額の補助（都・区制度）を行っている。

今後、上記制度の改正も見込まれていることから、その他の関連制度の動向も十分に踏まえ、区としての対応を定めていく。

## 4 今後のスケジュール

- ・2019年7月～ 区報・ホームページによる区民周知
- 8月 食材料費等の取扱い方針の決定
- 9月 区議会第3回定例会において、中野区保育所保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例及び中野区立幼稚園条例の一部を改正する条例の提案
- 10月 幼児教育の無償化開始

# 幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。